

豊川市シティプロモーションイベント等支援制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が実施するイベント等を支援することにより、イベント等の活性化及びシティプロモーションの強化を図るため実施する豊川市シティプロモーションイベント等支援制度（以下「支援制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象イベント等)

第2条 支援制度の対象となるイベント等は、豊川市のシティプロモーションを目的とするもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 豊川市内の公共施設、観光スポットなどで開催するもの
- (2) 豊川市の魅力を伝える資源をテーマとしたもの
- (3) 新たな賑わいを創出するもの

2 市長は、イベント等の目的、内容等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、支援を行わないものとする。

- (1) 個人や一企業で開催する場合（実行委員会形式を除く）
- (2) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又は反対すると認められる場合
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある場合
- (5) イベント等を開催する主催者又はその代表者が市税を滞納している場合
- (6) 団体等への会員の勧誘を主たる目的とするもの
- (7) その他支援を行うことが不相当と認められる場合

(支援の内容)

第3条 この要綱において支援とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市の広報媒体による啓発
- (2) 公共施設でのチラシ等の配布
- (3) 印刷機利用の貸出
- (4) 開催に必要な物品やシティプロモーションに関する啓発品の提供又は貸出
- (5) メディアへの記者発表のサポート
- (6) 開催へのアドバイス提供
- (7) その他市長が適当と認めること

(申請の手続)

第4条 支援の承認を受けようとする団体等の代表者(以下「申請者」という。)は、イベント等開催日10日前までに豊川市シティプロモーションイベント等支援承認申請書兼市税・国民健康保険料(税)滞納情報確認同意書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) イベント等の計画を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支援の承認等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合にあっては豊川市シティプロモーションイベント等支援承認通知書(様式第2号)を、承認しない場合にあっては豊川市シティプロモーションイベント等支援不承認通知書(様式第3号)を、それぞれ承認の条件又は不承認の理由を付して申請者に交付するものとする。

(申請内容変更の届出)

第6条 前条の承認を受けた申請者(以下「支援対象者」という。)は、その承認に係る申請内容に変更が生じたときは、豊川市シティプロモーションイベント等支援承認申請変更届(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(協議による支援内容の決定)

第7条 市長は、支援対象者と協議のうえ決定した内容について支援する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の承認を取り消すことができる。

- (1) 支援の承認の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 承認に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により支援の承認を取り消したときは、豊川市シティプロモーションイベント等支援取消通知書(様式第5号)により、支援対象者に交付するものとする。

(報告)

第9条 支援対象者は、当該イベント等終了後20日以内に豊川市シティプロモーションイベント等実施報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) イベント等の実施状況が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市シティセールスイベント等支援制度実施要綱の規定に基づいて作成されている豊川市シティセールスイベント等支援承認申請書兼市税・国民健康保険料（税）滞納情報確認同意書その他の用紙は、改正後の豊川市シティプロモーションイベント等支援制度実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

豊川市シティプロモーションイベント等支援承認申請書
兼市税・国民健康保険料（税）滞納情報確認同意書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

次のイベント等を実施するにあたり、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、豊川市企画部元気なとよかわ発信課が支援の承認を審査するために必要な地方税関係情報を照会・確認することに同意します。

記

イベント等の名称	
イベント等の目的	
イベント等の内容	
開催日時	
会場	
参加予定人数 人	入場料（参加料） □有（ 円） □無
希望する支援内容 <input type="checkbox"/> 市の広報媒体による啓発 <input type="checkbox"/> 公共施設でのチラシ等の配布 <input type="checkbox"/> 印刷機利用の貸出 <input type="checkbox"/> 物品等の提供・貸出 <input type="checkbox"/> メディアへの記者発表のサポート <input type="checkbox"/> 開催へのアドバイス提供 <input type="checkbox"/> その他（)	

注 1 該当する□にレ印を記入してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) イベント等の計画を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

豊川市シティプロモーションイベント等支援承認通知書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付けで申請のありました件につきましては、下記のとおり承認します。

記

イベント等の名称
開催日時 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
会場
承認条件

- 注 1 申請内容に変更を生じたときは、その旨を速やかに届け出てください。
- 2 承認後、市長が支援をすることが不相当であると認めるときは、この承認を取り消すことがあります。
- 3 イベント等終了後20日以内に実施状況について報告してください。

様式第3号（第5条関係）

豊川市シティプロモーションイベント等支援不承認通知書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付けで申請のありました件につきましては、下記の理由により承認しません。

記

イベント等の名称
開催日時 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場
不承認の理由

様式第4号（第6条関係）

豊川市シティプロモーションイベント等支援承認申請変更届

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

次のとおり、イベント等の実施にあたり、承認を受けましたが、下記のとおり変更がありましたので届けます。

記

イベント等の名称
変更事項
変更前
変更後
変更の理由

様式第5号（第8条関係）

豊川市シティプロモーションイベント等支援取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付けで承認しました件につきましては、下記の理由により取り消します。

記

イベント等の名称
開催日時 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場
取消しの理由

様式第6号（第9条関係）

豊川市シティプロモーションイベント等実施報告書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

支援を受けて実施したイベント等が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

イベント等の名称
開催日時 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場
参加人数 人
イベント等実績及び効果

注 次の書類を添付してください。

- 1 イベント等の実施状況が確認できる書類
- 2 その他市長が必要と認める書類